

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 酒井 善広

- I 開催年月日 令和 2 年 4 月 24 日（金）
II 会議時間 午前 10 時 00 分～午前 10 時 43 分
III 出席委員等〔出席委員〕◎酒井 善広 ○横田 誠二 高瀬 充子
本田 利麻 中村 清志 上田 武
曾田 康司 中川 加津代 畠 起也
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 なし
〔事務局職員〕 西本 幸夫 松本 武司 関本 尚彦
〔傍聴者〕 なし

IV 審査の概要

1 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔教育委員会〕

。新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市教育委員会の対応について

〈 委員から、次の質疑等があった。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【臨時休業中の対応について】

- 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における臨時休業中の学習補充についての考え方は。
- △ 休業期間中に授業日を設定することについて検討している。また、インターネット配信等を活用して、子どもたちの家庭学習や生活を支援する体制を継続していきたい。
- ケーブルテレビに接続していない家庭やパソコン等を保有していない家庭への対応は。
- △ 配信動画のDVDや概要を示した印刷媒体の配付を考えている。
- 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の全学年合わせた動画配信数は。

- △ 動画配信数は 41 コマある。また、こまどり支援学校では、各児童に応じたDVDを作成し、各家庭へ送付していると聞いている。
- 国は、1人1台タブレットの整備前倒しについて方針を示している。今回の動画制作を良い機会として捉え、いろんなコンテンツの制作に当たってほしい。(要望)
- 日中に世話をする人がおらず、登校している児童数は。また、学校内での感染予防対策は。
- △ 令和2年3月時点では、小学校1年生から3年生の全児童のうち、約10%の400人程度が登校し、そのまま放課後児童クラブへ通う児童もいた。現在は、緊急事態宣言も出ており、登校児童数は約5%程度である。学校では、換気や手洗いの徹底、また児童生徒の間隔を取るなど、感染予防対策を徹底している。
- 教職員の感染予防対策の内容は。
- △ 換気や手洗いの徹底等の対応に加え、各学校長の判断のもと、学校運営に支障がない範囲で在宅勤務等も含めて対応している。
- 臨時休業中の児童生徒のストレス解消に向けた取り組みは。
- △ 保護者に対し、散歩等、適切な運動を家庭で行うことのお願いや、週1回の電話連絡の中で子どもと話す機会を設けている。
- 家庭との電話連絡における特徴は。
- △ 保護者からは、学力補充や生活リズムを保つことについてのご質問があり、こちらからは、学習プリントの配付や保健だよりで生活の仕方を発信するなどにより、対応している。また、悩みについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談も可能とお伝えしている。
- 家庭訪問は実施しているのか。
- △ 保護者の方に学校までプリントを取りに来ていただいたり、電話での対応のみとなっている。来週も保護者や児童生徒との接触は避け、メッセージを添えたプリントの配付や電話等による対応を予定している。
- 1人1台タブレットの整備前倒し方針が国から発表されたが、子どもたちの学習環境を保障するための本市の対応は。
- △ 子どもたちの学習環境を整えるため、国が示すGIGAスクール構想の中で、着実に進めたい。
- 心のケアが必要な子どもの対応について、福祉保健部や児童相談所とも連携を強めるべきでは。
- △ 本市では、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、全庁的な連絡を密にして対応している。例えば、学校での低学年児童の預かりについても、放課後児童クラブに引き継ぐなど連携して対応しており、子どもたちの成長をしっかりと支援していきたい。

2 その他

- 。次回の常任委員会の開催について

5月14日(木)午後1時に開催することが報告された。

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【新型コロナウイルスの影響等による就学援助の相談状況について】

- 就学援助の相談状況は。また、制度の更なる周知を図るべきと考えるが、見解は。
- △ 日頃から、保護者の方に就学援助制度を周知しており、令和2年度に入ってから案内している。実際に、新型コロナウイルス感染症の影響等による就学援助について、各学校や学校教育課に問い合わせもある。

【食材納入業者への損失補填について】

- 学校給食に係る食材納入業者への損失補填は。
- △ 市内業者には、状況をご理解いただき、転売等も含めて対応いただいている。米、麦、パン、牛乳は、県が一括で購入し、学校給食会が取りまとめをしている。令和2年3月分は、国の制度を活用して、手当していく。なお、4月以降についても、状況を十分に考慮した対応をお願いしたい旨、学校給食会に対し強く申し入れをしている。

【パート労働者の賃金補償について】

- 市所管施設の休館、一部利用停止にともなう、パート労働者への賃金補償は。
- △ 市直営施設においては、施設の点検や清掃、書類整理など、平常時では十分に対応できなかった業務等に従事するなど、柔軟に対応しながら勤務体制を確保している。なお、指定管理を導入している施設においては、基本的に同様の対応をしているものと考えているが、勤務体制の確保や賃金補償については、各受託団体において、判断されることになる。

【税金滞納の相談状況について】

- 税金滞納に係る相談状況は。
- △ 令和2年4月23日現在、新型コロナウイルス関連での相談は33件あった。内容としては、営業休止や客足の減少、また資材不足等による売り上げ減や、児童の学校休業等のため仕事を休業したことによる収入減を理由に納付延期を求めるものであった。これらの相談に対し、一時的に納付が困難な場合には、納付を延期することの了承や納税猶予に該当する場合には申請していただくよう説明している。
- 売り上げが激減した事業所や所得が減った市民への納税猶予、減免を図るべきと考えるが、見解は。
- △ 今般の状況に係る対応としては、地方税法に定める納税猶予の適用が考えられる。そのため、相談者の現状を詳しくお聞きし、要件を満たす場合には、申請していただくよう説明している。また、国では緊急経済対策として所要の法令案の作成を進めており、この中では、固定資産税の軽減措置や軽自動車税の軽減延長等の措置とともに、無担保かつ延滞金無しで1年間納付を猶予する特例を設けることとされている。本市としては税制改正の動きに合わせて、早急に条例改正を行うとともに納税者への周知を図りたい。

【総合窓口の開設について】

- コロナウイルス問題全般に係る総合窓口を開設しては。

△ 総合窓口を設けることでかえって市民の方をお待たせすることや説明内容の重複によりご迷惑をおかけする場合があります。そのため、本市では、相談窓口をまとめた一覧表を作成し、各担当課で対応できる体制を整えている。一覧表は市民にお示しするとともに、各窓口でも一覧表を活用しスムーズに担当課に取り次げるよう対応したい。

○ 一覧表は市民と市政と一緒に配布するのか。

△ 日々、対応状況が変わることから、市ホームページにおいて適時お知らせしている。なお、市民と市政では、市民に新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための生活行動の見直し等を周知する特集記事を組んでいる。

【高岡市防災情報メールの活用について】

○ 高岡市防災情報メールを活用した、新型コロナウイルス感染の情報提供は有効と考えるが、見解は。

△ 市防災情報メールについては、気象情報や避難情報、また、クマやイノシシの出没情報などの緊急情報を配信し、市民に注意喚起することで、次の行動を促す役割を果たしていると考えている。不特定多数の市民に著しく感染の恐れがある緊急の場合などは、メールの活用も考えられるが、基本的には、新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者の特定等に関する情報は、保健所を管轄する県が公表することとなっていることから、まずは、テレビや県のホームページをご確認いただきたい。

○ 市防災情報メールについては、登録者を増やす取り組みを今後もお願いしたい。(要望)

【ふるさと納税寄附金について】

○ ふるさと納税寄附金について、新型コロナウイルス対策のための新規メニューの設定や寄附金の柔軟な活用により緊急支援に繋げては。

△ 本市では、国、県の緊急対応等に即応した形でコロナウイルス感染拡大防止の対応を行っている。提案いただいた新型コロナウイルスに関するメニューについては、こうした対応に加え、終息後も含め幅広く高岡を元気づけるような、柔軟な活用を可能とするメニューとして設定を考えていきたい。

【市職員の感染防止対策について】

○ 職員の感染防止の観点から、在宅勤務や時差出勤等を導入する予定は。

△ 感染拡大防止はもとより業務の維持、継続を念頭に置きながら、それぞれの職場の状況に応じ、在席職員の削減や分散化等、可能な職場から取り組みを始めている。既に、上下水道局等の複数の職場で、交代制による在宅勤務等の対応を行っている。また、在宅勤務等が難しい職場においても、感染リスクが高まる昼食時の時差休憩や会議室等を活用した分散勤務等により、在席する職員の削減や分散化を検討するよう、各部局に通知したところである。

○ 県内でも感染が広がっている状況の中、職員の感染防止には危機意識を持って取り組む必要があり、全庁的に、しっかりと目標、課題認識を持って対応すべきと考えるが、見解は。

△ 庁内で感染者が発生しても業務を継続することが大切である。業務継続に向け、各

部局において実施しなければならない業務や先送り可能な業務の仕訳を行うとともに、部局を越えた協力体制についても検討している。統一的な対応は、部局の勤務形態、業務内容が異なり困難であることから、それぞれの部局で業務継続を念頭に対応を考えている。

【市役所庁舎における感染予防対策について】

- 市民と応対する市役所庁舎における感染予防対策の現状は。
- △ 日頃から市役所の出入り口と各課の窓口にアルコール消毒液を配置している。また、1階ロビーにパイプ椅子を設置し、市民同士の間隔を開けるよう配慮したほか、窓口には飛沫感染防止のためのパネルやシートを順次配置している。さらに、市民が触れる箇所の消毒液による拭き取りや職員の手洗い、マスク着用の徹底、来庁者に対する館内放送やポスターによる注意喚起を行っている。

【公共交通機関における感染予防対策について】

- 公共交通機関における感染予防対策は。
- △ 北陸新幹線や高速バス等、広域移動手段となる公共交通機関や「べるもんた」をはじめとする観光目的で運行する列車については、感染防止のため運休する旨、各事業者からアナウンスされている。北陸新幹線については、臨時便が運休、また、万葉線では、シンデレラ便などの特定便やイベント列車が運休となっている。なお、万葉線については、職員の感染防止対策として、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底、また、利用者対策として、エチケットの周知や駅、車両の消毒措置を徹底したうえで、運行を続けていただいている状況にある。

【メッセージの発信について】

- コロナウイルスに感染した方やその家族等に対する偏見や差別があると仄聞している。偏見や差別があってはならないことを市長や教育長のメッセージとして発信する必要があると思う。子どもたちであれば、友達を大切にすること等、思いやりの心を持つことについて、ぜひ発信してほしい。
- △ 市民と市政5月号での特集ページの掲載や市ホームページ上で「CHANGE ACTION & MIND」、「行動と意識を変えていこう」という市長のメッセージを発信している。
また、各学校長による保護者、児童あてのメッセージをホームページやケーブルテレビを通じて発信している。掲載できない学校では、写真や紙媒体で配付している。

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔市長政策部〕

- 。 万葉歴史館展示室改修に係る公募型プロポーザルの実施について

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（15名）

市長政策部長	鶴谷 俊幸	教育長	米谷 和也
市長政策部次長 都市経営課長・広域連携推進室長	久郷 聡	教育次長・参事	杉森 芳昭
総合交通課長	今方 順哉	教育次長 学校教育課長・教育改革推進室長	杉山 智充
文化創造課長	寺井 知恵	教育総務課長	中保 哲憲
総務部長 選挙管理委員会事務局長	二塚 英克		
総務部次長	戸田 龍太郎		
総務部次長・参事 財政課長	長久 洋樹		
総務課 危機管理室長	割田 一郎		
人事課長	長谷川 聡		
管財契約課長	澤田 剛章		
納税課長	柴野 泰彦		